

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑紫野市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

公表日

令和8年1月1日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	健康管理に関する事務
事務の概要	筑紫野市では、健康増進法、地域保健法、および予防接種法に基づき、住民を対象に各健(検)診及び予防接種の実施並びに通知書の発送・健診結果の管理に関する事務を行う。 具体的には、 - 健康増進法に基づき、健診、肺がん検診や子宮がん検診などの検診受診対象者に対する通知書発行 - 予防接種法に基づき、高齢者肺炎球菌予防接種などの接種対象者に対する通知書発行 - 各健(検)診および予防接種の健(検)診結果および予防接種結果の蓄積 - 各健(検)診および予防接種の未受診、未接種者の把握および通知書発行
システムの名称	・健康管理システム ・番号連携サーバー ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という)別表 14、111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、27、28、29、139の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26、139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	筑紫野市 健康福祉部 健康推進課
所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号818-0013 筑紫野市岡田三丁目11番地1 092-920-8611(代表) 筑紫野市 健康福祉部 健康推進課 健康企画担当
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	

適用した理由	
--------	--

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数人での確認を徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か[再掲]	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱うシステムがインストールされているPCへのアクセスは、パスワード、生体認証等による厳格なアクセス権限下、適切な管理を行っている。アクセス権限は最小限とし、異動等によるアクセス可能な職員の名簿の都度更新も実施している。以上のことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

变更箇所

[illegible]